通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定によって、広島県厚生連労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日
令和８年11月24日以降

２　場所
尾道総合病院
吉田総合病院
広島総合病院

３　要求事項
年末一時金等

４　争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う

令和８年11月13日

広島県知事　　横田　美香